

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第12号
2019/10/7

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田ノ浦12組
TEL 097-529-5030 FAX 097-532-3772
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp>
E-mail: nonukes@able.ocn.ne.jp
郵便振替 01710-7-167636



原告 55 名追加提訴 裁判官は総勢 569 名原告の声を聞け！

7月18日、大分地裁に第4次原告追加提訴

10月31日口頭弁論に向けて

この日、裁判所前歩道を横断幕をもって行進の後、第4次原告代表3名と徳田弁護士らが裁判所に追加訴状を提出。私たちは大分県民を代表する気持ちで大法廷に向かう。伊方原発3号機を何としても止めなければ！原告が569名になったことで、その思いはますます強く県民に根付いてきていると思います。

法廷では、根岸秀世弁護士が“社会通念論”を厳しく批判しました。詳しくは第13回口頭弁論意見陳述（P5）をお読みください。

裁判所・原告・被告による進行協議

本裁判ではかなり長期になることを覚悟しなければなりません。4月11日第1回目の進行協議ひき続き7月18日も裁判終了後に佐藤裁判長の主催で開催され、原告として代表3名+弁護団7名計10名で臨みました。今後は①判断基準②地震③火山④避難計画の順に進行していくこと。当面、基準地震動のことについて、お互いに平易な表現に心がけて裁判をすすめていくことを確認しました。私たちのモチベーションをいかに維持しつつ高めていくのか、今後とも大きな課題です。

このところ弁護団による代理人意見陳述が続いていましたが、今回は7月18日に追加提訴がありましたので第4次原告を代表して原告による意見陳述が予定されています。ご期待ください。”法廷を満席に！”



佐藤 京子さん画

第14回口頭弁論 10月31日（木）

14:00 大分地方裁判所集合

14:30 第14回口頭弁論

15:00 報告会・記者会見等

たたかいは続く！法廷を満席にしよう！

※ビラ配布行動 13:00～JR大分駅北口

30分程度。協力できる方はお願いします。

目次

第14回口頭弁論の取り組み	P 1
第4回定期総会開催される	P 2
樋口元裁判長講演会報告	P 3
第12回口頭弁論 意見陳述書 佐藤 朗弁護士	P 4
第13回口頭弁論 意見陳述書 根岸 秀世弁護士	P 5
原告による陳述書からの抜粋	P 6
お知らせ・編集後記	P 8
弁護団より / 「仮処分」と「本訴」の違い	P 9
フォーラム in 松山に参加して	P 9
マスコミ報道より / 福島は今ほか	P10
映画紹介 / 大地を受け継ぐ	P12

第4回定期総会報告

裁判勝利に向けた決意を固める

6月23日 15:45～17:40 大分市J:COMホルトホール

6月23日、大分市ホルトホール大会議室で第4回定期総会が開催されました。樋口英明さんの講演は200名を超える参加者を得て熱気にあふれました。終了後、会場に希望する方々に残っていただき70名弱の会員及び会員以外の方が参加し運動総括、方針、予算・決算、役員等が原案どおり承認されました。

総会冒頭に徳田弁護士（弁護団共同代表）は「勝てないはずがない、という樋口さんの言葉に責任を感じた。裁判官は責任の大きさに怯えている。今の分地裁裁判体は昨年9月、仮処分でわかりにくく逃げまくった判決を出した。絶対、伊方をとめる決意をもって長期戦になるが工夫してたたかっていきましょう」と挨拶。松本原告代表は「樋口さんの話はすんと胸に落ちる話だった。気合いをいれていきましょう」。丸山応援団代表は「危険性を特に若い人に知ってもらう必要がある」と挨拶されました。そして議長に中野護さんを選出し、審議がおこなわれました。

（詳細は別刷り資料をご覧ください）

2019年運動方針

1 裁判の輪を拡げます

①大法廷の傍聴席を毎回、満席にします

伊方原発裁判の口頭弁論に於いて傍聴席を満席にすることが裁判長への大きなプレッシャーとなります。そのためには、傍聴する会員や市民の皆さんが来てよかったと思えるような、分かりやすい裁判を目指します。その1つが弁護団による意見陳述の実施です。また新たな原告による意見陳述なども行います。そして口頭弁論の後の報告集会では、会員の皆さんの質問や意見や交流ができるように工夫した裁判運動をめざします。

（福岡高裁での仮処分の抗告審の期日はいまだ未定です。仮処分ですので分地裁と同様に非公開の審尋となり傍聴もできません。抗告審は申立人と弁護団により行い、分地裁の口頭弁論の報告会で仮処分の報告も行います。）

②各地の原告、応援団、の交流会を開催します

前年度に引き続き各地域の会員交流会を開催します。特にまだ開催されていない地域での開催をめざします。

③これからも新たな原告募集を検討します

昨年の総会では提案しなかった第4次原告募集を昨年末の弁護団会議などを経て、大分での本訴訟の取組強化と原告の意見陳述を行うことなどのために、急きょ取り組むことにしました。これからも引き続き皆さんと議論を重ねながら、新たな原告の募集なども必要に応じて取り組むこととします。

2 財政基盤を固めます

応援団会員の会費納入率を向上させます。引き続き個人宛の納入状況資料を添付し、納入をお願いします。またカンパをしていただいた方々には引き続き適宜ニュースなどを送りカンパや支持者を増やす活動に取り組みます。

3 情宣活動

①集会、講演会、映画上映、街頭活動などに取り組みます

- ・今年の「311いのちのわ」集会は雨のため中止となりましたが、来年度（2020年3月8日（日）大分市若草公園（予定）も参加します。
- ・街頭ビラ撒きを、口頭弁論にあわせてできる限り実施します。
- ・講演会や上映会など、引き続き取り組みます。

②ホームページを充実させます

引き続きホームページを充実させますので、会員の皆さんの積極的な活用をお願いします。

4 応援団活動を活発化させます

応援団の募集などを応援団事務局と連携しながら取り組んでいきます。

第4回定期総会報告

応援団 活動方針

1 技術サポート

- (ホームページ作成・メール配信・映写技術など)
- ・プロジェクターを使った映画会など実施の技術講習会を開催
 - ・ホームページ作成委員会の研修会実施
 - ・メーリングの活用促進の為の会合の取り組み

2 映写会等啓蒙活動

☆映画「チャルカ」の取り組み…チャルカとはインドの手紡ぎ機「糸車」のことです。

「巡る因果は糸車」と例えられる仏教の教えは、自分のした行いは、良いことも悪いこともやがて自分に返ってくるといわれるものです。私たちが体験している悲惨な原発事故も、人間の過去の行いが巡り戻ってきたと考えられるかもしれません。しかし、そうであるならば、私たちは今どう生きて未来へ繋げていくか…。何十万年という単位で残る「核のゴミ」。これもまた、人類が刈り取らなければならないものです。私たちは自分たちの手で新しい未来を紡ぐことができます。すでにその道を歩き始めている人たちは大勢います…

各地で上映会を開催したいと思います。

3 物販活動

昨年度と同じようにラーメン等の販売を実施し

たいと思いますが販売方法を検討中です。

4 応援団の事務及び宣伝活動のできる会員を募る。

2019年度役員体制

原告団共同代表

松本文六
中山田さつき

弁護団共同代表

徳田靖之
岡村正淳
河合弘之

応援団共同代表

宇都宮陽子
奥田富美子
丸山武志

会計監査

工藤康紀 (新)
藤井克展 (新)

事務局長 小坂正則

応援団事務局長 伊東俊義

総会で議論された主な意見、要望、回答

- ・総会資料にはQRコードを載せてほしい。HPを知らない人もいると思うので。
- ・「講演会のあとのおまけ」のような総会にならぬよう。
- ・講演会と総会が同時にあると自分としては助かる。原発問題を農業者、漁業者にPRできないか、福島事故で農業や漁業がどうなったか、彼らに聞かせるようなことを考えてもらいたい。
- ・行政に対してヨウ素剤配布の件で2回申し入れをした(日出町)が、いい返事が聞かれなかった。ヨウ素剤を配布している丹波篠山市長の講演会を検討してほしい。
- ・グリーンコープの物販(ひじき・有機コーヒー等)による5万円超のカンパをいただいた。「総枠」の中に入れて。今後、仕訳について新しい年度はまた検討する。
- ・豊予海峡トンネルは中央構造線のあるところに掘ることになり、ムチャクチャだ。この問題に取り組んでいる方と共同作戦をとりたい。
- ・原発事故が起こった時を考えて、甲状腺がんを防ぐために、ヨウ素剤の備蓄や配布体制の問題がある。どういう形で県に対して要望し取り組みを進めていくか、いろんな切り口を考えながらやっていきたい。

経 過 報 告

(2018年7月～2019年6月)

2018年

主 な 取 り 組 み (関連する動きを含む)

- 7月 17日 [裁判ニュース第9号]発行
26日 ☆第10回口頭弁論、報告集会(県弁護士会館)
署名活動、ビラ配布13:00～JR大分駅北口
- 8月 12日 署名活動、ビラ配布13:00～大分カトリック教会
20日 署名活動、ビラ配布13:00～JR大分駅北口
26日 菅谷昭 松本市長講演会14:00～大分センチュリーホテル 約200名参加
「原子力災害による健康・環境・人権への影響」チェルノブイリ支援の経験より
30日 署名活動、ビラ配布17:00～JR大分駅南口
- 9月 5日 約4万筆署名、「伊方原発3号機再稼働に反対する県議会決議を求める」請願
を井上伸司県議会議長に提出
13日 玉田輝義県議による一般質問傍聴
18日 県議会商工労働企業委員会傍聴。継続審議の扱いに。
25日 広島高裁異議審決定 13:30広島高裁 2017.12.13決定、覆さる
拡大会議 コンパル310 18:00～
28日 ☆仮処分決定:大分地裁 申立を棄却
14:30～裁判所前抗議集会
16:00～報告集会、記者会見(県弁護士会館)
- 10月 12日 即時抗告 16:30大分地裁
記者会見 17:00～県弁護士会館
12日 原子力防災訓練:愛媛県主催 佐多岬半島住民約50人、海路大分県へ
- 15日 「裁判ニュース」第10号発行
27日 伊方原発3号機再稼働に反対する抗議行動
13:00～14:00JR大分駅北口
- 27日 伊方現地ゲート前抗議行動 愛媛県伊方町 3号機再稼働
- 11月 1日 ☆第11回口頭弁論、報告集会(県弁護士会館)
ビラ配布13:00～JR大分駅北口
- 15日 高松高裁決定 11:00高松高裁 原告申立を棄却
- 12月 6日 県議会商工労働企業委員会傍聴。継続審議の扱いに。
20日 拡大会議 コンパル307 18:00～

2019年

- 1月 21日 「モルゲン、明日」試写会コンパル視聴覚室18:00～
拡大会議 コンパル視聴覚室18:00～
26日 NUMO科学的マップに関する対話型説明会(佐伯文化会館)
31日 「裁判ニュース」第11号発行
- 2月 14日 ☆第12回口頭弁論、報告集会(コンパルホール)
24日 甲状腺がんと放射線障害学習会 講師 松本文六 林H405
- 3月 10日 「311いのちのわ」集会とデモ、雨天のため中止
15日 山口地裁仮処分決定 11:00岩国支部 原告申立を棄却
15日 「大地を受け継ぐ」上映豊後高田市
20日 県議会への請願の扱い、「審議未了」通知あり
- 4月 11日 ☆進行協議 大分地裁第6法廷 14:00～14:30
26日 ビラ配布行動…チェルノブイリ33周年 JR大分駅北口16:30～
拡大会議 コンパル301 18:00～
- 5月 24日 拡大会議 コンパル303 18:00～

2018年度 収支報告書

(期間 2018年4月1日～2019年3月31日)

一般会計

収入

科目	2018年度予算	2018年度実績	備考
原告参加費	150,000	331,720	第4次原告分を含む
応援団会費	600,000	353,830	
カンパ	1,000,000	876,893	
講演会チケット売	110,000	233,802	
応援団会計から繰	0	90,000	応援団による物品販売の利益等
受け取り利子	0	17	
前年度繰越金	1,660,225	1,660,225	
合計	3,520,225	3,546,487	

支出

科目	2018年度予算	2018年度実績	備考
印紙代	674,000	674,000	第3次原告分
弁護士費用	1,000,000	582,475	弁護士への支払い
郵送料	280,000	316,284	裁判ニュース郵送
印刷費	100,000	206,530	裁判ニュース等の印刷 輪転機から印刷会社発注へ変更
賃借料	230,000	146,100	講演会の会場料を低くできた。
報酬	0	15,000	講師への謝礼
宿泊料	30,000	14,742	講師宿泊料
交通費	200,000	85,046	講師交通費、他団体への応援・連携
消耗品費	20,000	6,644	裁判所への提出資料の量が少なかった
食糧費	10,000	16,400	裁判ニュース作成に時間がかかった。
その他	6,000	0	「いのちのわ」参加費用
予備費	770,225	0	
引当金へ積み立て	200,000	900,000	2018年度は証人依頼がなかった。次年度以降のために拡充する。
翌年度繰越金		583,266	
合計	3,520,225	3,546,487	

引当金会計

収入

科目	2018年度予算	2018年度実績	備考
前年度繰越金	1,500,000	1,500,000	
一般会計から繰り	200,000	900,000	前年度総会で出された意見により、繰
合計	1,700,000	2,400,000	

支出

科目	2018年度予算	2018年度実績	備考
証人依頼	300,000	0	証人依頼等がなかった
翌年度繰越金	1,400,000	2,400,000	
合計	1,700,000	2,400,000	

2018年度監査報告書

2018年度伊方原発をとめる大分裁判の会の一般会計及び引当金について、現金出納簿、領収書、預金通帳等の会計諸帳簿につき監査を実施したところ、収支はすべての確に処理されており、何ら過誤のないことを認めます。

2019年6月14日

会計監査

河野 近子

会計監査

中野 謙

2019年度 予 算

(期間 2019年4月1日～2020年3月31日)

一 般 会 計

収 入

科 目	2018年度実績	2019年度予算	備 考
原告参加費	331,720	150,000	
応援団会費	353,830	500,000	
カンパ	876,893	800,000	
講演会チケット売上	233,802	100,000	500(円)×200(人)
応援団会計繰入	90,000	200,000	物品販売収益等
受け取り利子	17	17	
前年度繰越金	1,660,225	583,266	
合 計	3,546,487	2,333,283	

支 出

科 目	2018年度実績	2019年度予算	2019年度予算
印紙代	674,000	250,000	第4次原告分 50×5000
弁護士費用	582,475	750,000	弁護団への支払い 福岡高裁への旅費増加
郵送料	316,284	320,000	裁判ニュース郵送
印刷費	206,530	210,000	裁判ニュース等の印刷費
賃借料	146,100	42,000	会議室借り上げ
報酬	15,000		講演会費にまとめる
宿泊料	14,742		講演会費にまとめる
交通費	85,046	60,000	他団体との連携、情報収集
消耗品費	6,644	10,000	
食糧費	16,400	10,000	
講演会費		300,000	講演会関連費用を独立した科目とする
その他	0	12,000	いのちのわ参加費 2年分(前年度分を含む)
予備費	0	369,283	
引当金へ積み立て	900,000		
翌年度繰越金	583,266		
合 計	3,546,487	2,333,283	

引 当 金 会 計

収 入

科 目	2018年度実績	2019年度予算	備 考
前年度繰越金	1,500,000	2,400,000	
一般会計から繰入	900,000		
合 計	2,400,000	2,400,000	

支 出

科 目	2018年度実績	2019年度予算	備 考
証人依頼	0	300,000	証人に出廷してもらう場合の経費等
翌年度繰越金	2,400,000	2,100,000	
合 計	2,400,000	2,400,000	

200 名超の参加者、勇気をもらいました！

樋口英明さん講演会

6月23日 13:30～15:30

ホルトホール大会議室

「わたしが大飯原発をとめた理由」(文責 森山賢太郎)

「破られた判決の中身についてしゃべる元裁判官を見るのは皆さん初めてでしょう」(会場 笑い)と切り出して樋口さんは話しはじめました。

講演の最後では、「自分は裁判官としての責務を果たした。私の話を聞いた皆さんはその責務を果たしてほしい」と投げかけられました。私たちは原発をとめるために勇気を持たねばならないし、自信をもって取り組みなさいということでしょう。

3.11以降で地震を理由に原発をとめたのは樋口さんと山本善彦裁判長の2人(17人中)だけ、2対15とのこと。しかしその違いはどこから出てくるのか、樋口さんは「原発は心底危険だ、だからとめた」と淡々と言われます。

最悪といわれる福島原発事故。4号機では使用済み核燃料プールの水(冷却機能をもつ)が、奇跡的に抜け落ちなくて済んだ。2号機では格納容器の圧力が高くなりすぎて、ベント(圧力を抜くこと)がうまくいかなかったが、どこからか圧力が抜け出て破裂を免れた。当時の菅直人総理、近藤俊介原子力委員長、吉田昌郎福島第1原発所長らは東日本壊滅を覚悟したが、それを免れた。原発は国を滅ぼしうる、しかし幸運が重なってそうならなかった。

樋口さんはホワイトボードと持参された図表を使って説明されました。表1「2000年以後のおもな地震」では1000ガルを超える地震がずらりと並ぶ。*印住宅メーカーの三井ホームは5115ガル、住友林業は3406ガルに耐える耐震住宅だとテレビで宣伝している。

「ところで伊方原発の設計基準は650ガルですね」と淡々と言

われる。私たちはショックを受ける。

表2に「震度、ガル(最大加速度)の対応表」を示します。震度の表示だけでは細かいことはわかりません。1995年阪神淡路大震災のあとからガルで表すようになった。

*印の三井ホーム

は震度7の地震に60回耐えた。この20年間で発生した地震は700ガル以上29回、1000ガル以上16回。450ガル以上は数えきれません。

住宅メーカーは何十回も模型を使った実験をやっているが原発ではそれができない。電力会社はコンピューターによるシミュレーション、机上の空論をやっている。原発容認派は「住宅メーカーの数値と地震のガルを並べてはいけません」「並べられたら困る」ので私はあえて並べるのです。(彼らは地表と地下の違いを言うが、あまり違わないのです、それは証明できています)

強震動予測について

こんなひどい耐震設計の原発が「許されるための理屈」それが「強震動予測」という学問です。

この学問に基づき、「大飯原発には当初405ガル以上は来ない」、後には「700ガル以上は来ない」と関西電力は言っていました。原発の敷地には来ない、というのです。専門家自身がこれについて次のように言っています。地震科学は3重苦である。「観測できない」「実験できない」「資料がない」、従って科学ではなく「仮説」にすぎないと。

講演後、樋口さんは約30分間、次々に出る参加者の質問に真剣に答えてくれました(内容略)。

表2 震度、ガル(最大加速度)の対応表

震度等級	最大加速度(ガル)
震度4	40～110ガル程度
震度5弱	110～240ガル程度
震度5強	240～520ガル程度
震度6弱	520～830ガル程度
震度6強	830～1500ガル程度
震度7	1500ガル程度以上～

(国土交通省国土技術政策総合研究所)

表1
2000年以降の主な地震

*5115ガル(三井ホームの耐震基準)
★4022ガル(岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)
*3406ガル(住友林業の耐震基準)
★2933ガル(東日本・2011年・M9)
★2515ガル(中越・2004年・M6.8)
★1796ガル(北海道胆振東部・2018年・M6.7)
★1740ガル(熊本・2016年・M7.3)
★1584ガル(鳥取県西部・2000年・M7.3)
★1571ガル(宮城県沖・2003年・M6.4)
★1494ガル(鳥取県中部・2016年・M6.6)
★1300ガル(栃木県北部・2013年・M6.3)
★806ガル(大阪北部・2018年・M6.1)
★703ガル(伊豆・2009年・M5.1)
*700ガル(大飯原発の3.11当時の耐震基準)
*405ガル(大飯原発の建設当時の耐震基準)
*650ガル(伊方3号機の現在の耐震基準)

なぜか三次元地下構造探査を行わぬ四国電力



弁護士 佐藤 朗

準備書面7では、基準地震動に関する原告側の主張が総括的に論じられております。まず、強調しなければならないことは、新規制基準を策定する際の基本的な視点です。当然、福島第一原発事故に対する真摯な反省の上に策定されなければなりません。国会事故調は次のように指摘しています。「旧規制基準が、福島原発事故により、不完全で実効的でないことが明らかとなった以上、直ちに根本的な見直しをする必要がある。」と。原発事故の悲劇を知る我々がこの指摘に異議を唱えることはできないはずで

したがって、新規制基準は、次のような基準である必要があります。地震発生場所、時期、規模は予想できないという事実を踏まえていること。その上で、科学的かつ合理的に見て、万に一つでも想定されうる最大規模の地震にも耐えうる原発かどうか判断できること。

新規制基準について見ると、その中身は、事故以前から電力会社に要求されていた基準と実質的に違いはありません。既に旧基準の失敗は、福島原発事故で証明されています。その上、基準に用いられている言葉も抽象的かつ曖昧で、どうにでも読むことができるもので、そもそも基準としての用をなしません。これは、新規制基準の策定にかかる時間がごく僅かであったためです。これらの点からすると、新規制基準は福島第一原発事故の深刻な教訓を全く踏まえていないといわざるをえません。

新規制基準に関する問題点の一例を挙げます。基準地震動の策定に関し、新規制基準では、一つの目玉がありました。三次元探査（三次元地下構造調査）です。三次元探査が開発される以前は、二次元探査が行われていました。この2つの調査方法の違いは、市販のデジタルカメラの写真とCT画像の違いに似ています。例えば、体の内部で骨折しているかどうかという調査を行う場合、市販のデジタルカメラで患者を写しても、体内の骨の状況は明らかにはなりません。他方、CT画像を撮れば内部の骨折状況はデジカメの写真に比較にならないほど明らかになります。三次元探査では、CT画像のように地下の断層を三次元的に把握することができ、二次元探査では得られない高い質と量の情報を得ることができるのです。

新規制基準は、三次元探査を行うことを原則としながらも、同時に、二次元探査しか行わなくてもよいとする例外規定を設けています。この例外規定のおかげで、実態は、福島第一原発事故以前とあまり変わらない状況になっているのです。

実際、驚くべきことに、被告は伊方原発に関する調査で二次

元探査しか行っていません。これについて被告は、三次元探査が不要な理由を縷々主張しています。しかし、いずれの主張についても、調査手法の妥当性に疑問があったり、調査結果の分析が無根拠あるいは乏しい根拠から導き出された内容だったり、科学的に不適切なものです。被告はこのような不適切な前提に基づいた結果を「総合的」という、これまた抽象的で漠然とした見方で評価しており、全く相当ではありません。

そもそも、三次元探査は、コストさえかければ可能なものです。被告が三次元探査を行わない理由は、単にコストがかかるというだけではない、別の理由があるのではないかとすら思わざるを得ません。そうであるとすれば、被告の主張は、原発と命、原発と故郷という天秤に乗せるにはあまりに不適切なものです。

その他にも新規制基準そのものが福島第一原発事故の反省を踏まえたものとなっていない点、被告が新規制基準の求めにすら応じていない点など、様々な問題点を指摘することができます。このような状況を踏まえれば、伊方原発は福島第一原発事故以前の原発と何ら変わりがない危険なものだといえるでしょう。にもかかわらず、伊方原発が稼働され続けていることは、全くもって不当という他ありません。

思い起こせば、私自身、2011年3月11日、東京であの揺れを体験しました。揺れの大きさに恐怖を感じても、なおチェルノブイリのような悲劇は日本で起こるはずがないと思っていました。多くの日本国民も同じ思いだったのではないのでしょうか。だから、今、根拠のない過信は捨てなければなりません。それが、福島第一原発事故が与えた最大の教訓です。この教訓を信念として、2016年9月28日、この訴訟は提起されました。いまや、原告数514名の、大分史上最大規模の裁判となっています。この裁判がここまで大きくなった理由は、原告の方々の思いに他なりません。事故によって失われた生命、故郷を追われた人々、増え続ける甲状腺がんの子どもたち、福島の悲劇を繰り返したくないという強い思いです。これは、同時に、将来に対する責任感でもあります。裁判官の皆さんにも共にこの責任を感じてほしいのです。

裁判官の皆さんには、福島第一原発事故を経験した世代の一人として、伊方原発が大分に住む人々の生命や健康、日々の生活を傷つける危険が万が一にもないのかを、その良心にのみに従って判断することを期待します。 以上

個人の生命、身体を犠牲にする 「社会通念」という基準



弁護士 根岸 秀世

準備書面(8)での主張に関し下記のとおり意見を陳述します。

1 最初に、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定での「社会通念論」の要旨について簡単に説明します。

(1) 福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定は、「抗告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るもの」である以上、「本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。」とし、続けて、「公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。」と述べています。

(2) ところが、同決定は続けて、「最新の科学的技術的知見を踏まえた予測を行ったとしても、当該予測を超える事象が発生する危険(リスク)は残る」として、「そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの限度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかない」として、判断基準として「社会通念」なるものを持ち出します。

そして、ここでいう「社会通念」の意義について、同決定は「当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかない」として、危険を容認するかどうかの判断主体を「我が国の社会」であるとするのです。

(3) しかしながら、わが国の社会には原発と多様な利害関係を持つ人々が含まれていますから、このように、「原発がどの程度の危険性であれば容認するか」の判断基準を抽象的であまいな「社会通念」としたのでは、実質的に公共性ないし公益上の必要性が考慮要素として取り込まれることになり、自ら立てた規範と矛盾するという他ありません。

2 以下、判断基準を「社会通念」としたのでは、実質的に公共性ないし公益上の必要性を考慮要素に取り込むことになるという点について、説明します。

(1) そもそも、ある原発が事故を起こした場合に日本国民が被る損害は、その者が事故を起こした原発とどれくらい近い距離に住んでいるかなどの個別的な事情によって全く異なります。ある者は直ちに生命に危険が及び、ある者は長期間そこに

暮らせば健康に影響が及び、またある者にとっては、その影響は例えば復興のための増税といった形での単なる金銭負担の増大、社会的コストの増大という影響しかありません。伊方原発が事故を起こした場合に、周辺に住む我々は生命の危険にすら直面するのに対し、遠く離れた東京や大阪、名古屋などに暮らす大部分の日本人にとっては、原発事故は単なる社会的コストの問題にしかならないのです。

(2) また、我が国の社会が、「原子力の利用推進」が社会全体の利益となるという立場に立っていることは、原子力基本法第1条などから明らかです。この立場の当否については立ち入りませんが、原子炉等規制法などの諸法も原子力の利用推進が社会全体の利益となるという立場を前提にして制定されています。

(3) つまり、「我が国の社会」なるものの実態としては、原子力発電所の事故によって直ちに生命身体に重大な危険が及ぶ人々から事故の影響は限定的で、他方原子力利用の推進によって社会的経済的な利益を受けている人々まで、多様な人々が混在しているのです。

(4) この事実を無視して「社会通念」すなわち「我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点」を基準にすれば、結局、原発が持つ危険性の許容範囲を、「社会全体」から見ての原発の必要性和、万一の事故が「社会全体」に及ぼす損害との比較考量によって判断することになります。これは「公共性ないし公益上の必要性」を実質的に考慮することに他なりません。

3 まとめます。原発が持つ危険性の許容範囲を「社会通念」を基準に判断するということは、個人の生命身体に発生する損害を社会全体として許容できるかという観点で判断することになります。これは、社会全体のために個人の生命身体を犠牲にすることを容認する思想であり、許されないのは言うまでもありません。よって、被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものである本件差止訴訟では、「社会通念」を基準として判断することは、許されないというべきです。以上



伊方 3 号機再稼働を許さぬ私たちの思い

2019 年 7 月 18 日「第 13 回口頭弁論」に 39 名の意見陳述書を提出しました。その中から 5 名の意見陳述をご紹介します。

原発ノー！ 3つの理由

中原 章介

伊方原発事故の避難に伴う不安や想定される被害、本訴訟に原告として参加する思いなど

現在の原発についての問題点のその 1 は、いまだ最終処分場が決定されていないことである。

中間貯蔵施設には、核廃棄物が既に収容能力の限界に迫っているとか。この狭い国土の中でどこが手を上げるだろうか、決定は困難を極めるだろう。日本は活火山が多く、また、地震も多い島国であり津波の危険も指摘されている。どこに最終処分場に適した場所があるというのだろうか。

問題点のその 2 は、日本列島の成り立ちに思いを巡らせると、極めて流動的であることが指摘されている。学説によれば、3000 万年前頃日本列島はユーラシア大陸の東側にあったという説が有力であり、長い年月をかけて、太平洋プレートやフィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことなどにより日本列島が形成されたといわれている。日本列島は自然の猛威に晒されているのである。

また、日本は活火山も多く、地下のマグマがたまり続け、挙句の果ては阿蘇山が大爆発したような事が再び起こる可能性を誰が否定できようか？ その時瞬時に原発を止めることは勿論できないだろうし、冷却を継続して行うことも不可能だろう。

さらには、伊方原発の目と鼻の先に国内最大級の活断層帯「中央構造線断層帯」があることである。2017 年 12 月の政府の地震調査委員会は評価を改定し、断層の西側は大分県内陸部までの 444 キロと発表した。また、「ごく近くに活断層が存在する」との見解を示す学者もいる。まだまだ真相は未知数である。

問題点のその 3 は、原発はテロ集団や外国からの攻撃に晒された場合に、完全に防御できないと思われる。原発がミサイルの被弾を受ければ、日本列島は壊滅し復興はまったく覚束ないだろう。

日本は島国である。豊かな黒潮の潮流を利用した「潮流発電」「洋上発電」に全力を挙げて取り組んではどうか。

このままでは日本は、原発で屋台骨がゆらいでいる「東芝」の後追いになるのではないかな。

「福島」の教訓を多くの国が生かし、脱原発へ舵を切っている。日本こそ真摯に向き合うべきではないのか。子どもたちに「負」の「遺産」を残してはならない。

原発ゼロで困らなかった

大月 真弓

まず、伊方原発事故の避難についてです。原発事故が起こる要因については、様々考えられます。主には地震や機械の故障に伴うもの、ヒューマンエラーやテロによるものなど。一番心配されるのは南海トラフ巨大地震による被害です。今後 30 年以内に 70% の確率で起こるとも言われています。そもそも原発事故が起きるほどの大規模地震が起きた場合に、避難経路が充分確保されるでしょうか？ 山崩れ、地割れなどで道路は通常の状態ではないはずです。また、避難する車両、救助車両で渋滞が起きていることも考えられます。

政府の避難計画では「5 キロ圏の住民はすぐに避難、5 ～ 30 キロ圏は原則屋内退避し、線量が上がれば圏外へ避難する」としていますが、強い揺れで建物が倒壊した場合には屋内避難は無理です。避難所に関しても、耐震性が十分確保されている建物がどのくらいあるのでしょうか。この点も疑問です。机上で 5 ～ 30 キロとしても、35 キロ、40 キロに住む人々も不安に駆られて避難するはずです。福島原発事故後の日本人には、放射能に対する恐怖は以前とは全く違います。再び原発事故が起これば、逃げ惑う人々で大混乱になることは間違いありません。

福島事故を経験した日本が、原発の再稼働をどうして行うのでしょうか？ 2013 年 9 月から稼働する原発がゼロになり、2015 年 11 月に川内原発が再稼働する間、電力不足の問題は起きませんでしたし、国民は原発の不安から解放されました。原発が稼働しないことで困ったのは、原発によってまわっていた「お金」がまわらなくなることです。困るのは電力会社と日本の政財界だけです。

この度広島高裁で、伊方原発の運転差止めの決定がなされました。「9 万年前の最大噴火で阿蘇山の火砕流が到達

する可能性が小さいとは言えない。立地として不適」とのことでした。東日本大震災は1000年に一度と言われていますが、9万年前の大噴火について想定することこそ、この東日本大震災を教訓にした考え方であると思います。多くの人たちが命を落とし、今なお避難生活をされていることを忘れてはなりません。この現実を考えれば、再稼働という文字は浮かばないはずですし、これら原発事故のリスクを考えれば、再稼働することは無謀としか言いようがありません。

私はひとりの人間、ひとりの母親として、この世に生きるもの全ての命を脅かす原発を再稼働することに強く強く反対します。その反対の意志を示すために、今回原告として参加することに至りました。

誰も責任をとらないの？！

渡辺 理恵

もしもまた原発が事故を起こした時、責任をとってくれるのは誰ですか？ 原発を止めて欲しいと訴えていた私たちは誰を恨めばいいですか？

私は原発に反対です。ずっと止まっていたのに、それでも原発がないとやっていけませんか？ その間にどれだけ国富が流出したというなら、福島原発事故でどれだけ国富が失われましたか。貴重な領土まで失われたままです。

原発を止めると地元の雇用が失われると言いますが、その雇用は原発が事故を起こしたときに失われる雇用より大きいのでしょうか？ その方たちの雇用は、その他の方たちの雇用や生活より優先されてしまうのでしょうか？

福島の事故の前から原発に反対でした。でもどこかであきらめていました。どんなにイヤでも、もう原発は日本にたくさん存在し動いていたからです。

福島事故が起こった時、どうなるのか、どこまで被害が広がるかわからず、怖くて不安で、当時3歳の娘だけでも何とか守りたい、助けたいと思いながら「もっと原発を建設する時に当時の人が反対してくれていたなら」と当時の方々を責める気持ちもありました。

もしかしたら運よく次の事故は私が生きている時ではないかもしれませんが。でも稼働している限り「いつか…」の不安は消えません。それは原発が動いていても動いていなくても同じだろうとおっしゃる方もいますが、動いている時、危険の大きさは格段の違いがあります。比べること自体ナンセンスだと知っています。

次の事故の「いつ」かはいつかわかりませんが、その時に当事者となってしまった人たちは福島の事故を経験した私たちのように恐れ怯え、そして私たちを責めるでしょう。「あんなすごい事故を経験して、なんで止めてくれなかったの？ 何とも思わなかったの！？」

福島の事故は天災だったと言います。「あんな1000年に一度の地震がくるなんて誰がわかるの」。しかし、こないということも誰も断言できません。まして伊方原発は地震の巣といわれる中央構造線のすぐ近くです。

福島の事故で誰が責任を認めたでしょう？ 誰か責任をとったでしょうか？ 次に原発事故がおきた時は？

再稼働を推し進めた政府は「自治体が再稼働を認めたから」。自治体は「世界一厳しい基準で規制委員会が認めたから」。規制委員会は「審査はしても責任はない」。

日本は三権分立のはずです。誰も責任を取ろうともしない。とりようもない危険なものだと認めてください。せめて、事故が起こった時に恨む相手を教えてください。

裁判でどのように裁判官がおっしゃるのか、祈るような気持ちで注視しています。

311で栃木から大分へ

高松 賢

私は、東日本大震災が起きた2011年3月11日当時、栃木県で農薬・化学肥料を使わない農業をしておりました。

地震の後の福島第一原発事故があり、福島県と隣り合わせの栃木県に住んでいた私は事故によって原発がどうなっているのか気が気ではありませんでした。

私には当時4歳の娘と1歳の息子がおり、この子たちをどう守れるか今ここにいる場所は安全なのか、情報が少なく、とりあえず少しでも離れた場所にといい、私と妻お互いの実家のある埼玉県に避難いたしました。

事故から数日後、栃木県を含む関東地方にも放射能汚染による野菜の出荷停止のニュースを耳にしました。農家である私は、ここで野菜作りは今後できないかもしれないという思いと、それ以上に、野菜が汚染されたということはそれだけ大量の放射能が私たち人間にも同じように降り注いだのだということを知り、私と妻はもっと遠くに行かなければと思い、子ども2人を連れて義理の姉のいる北海道へ避難しました。

北海道に避難中も、福島第一原発が未だに危険な状況であることや、東京の水道水からも放射能が検出され、西日本へと決意し、2011年4月に岡山県に移住しました。

岡山県では栃木県と同じやり方で農業を再開しましたが、自分のやり方では野菜作りに不向きな環境であったため、さらなる移住地を求めて、ここ大分県にやってきました。

大分県の土は栃木県の土と似ており、自分のやり方に合った環境で人柄もあたたかく、私たち家族はこの先も大分県に住むことを望んでおります。

人為的要因、偽装なども心配

丸岡 伸比古

東日本大震災において福島第一原子力発電所でおこったこの原因は、多くが想定外という言葉で片付けられています。したがって、原子力規制委員会の新規制基準は、そのようなことがないように、今までよりも想定を厳しくして作られたものというふうに理解しています。さて私が原子力発電の安全性に危惧を抱いている理由は二つあります。

一つは、物事を想定するためには、当然科学的な根拠に基づいている必要がありますが、基としている根拠が科学的に事実であるか、という不安です。伊方原子力発電所から5 kmの海底付近には、中央構造線断層帯という活断層およびそれに付随する断層があります。平成23年に地震調査研究推進本部地震調査委員会の作成した「中央構造線断層帯（金剛山地東縁—伊予灘）の長期評価（一部改訂）について」という文書によると、将来おこりうる地震の規模はマグニチュード8以上という想定です。恐らく、四国電力は、この規模の地震による津波の高さをこの数値に基づいて算出しているのだと想像します。四国電力が想定している高さは4 m前後だそうです。私が心配しているのは、中央構造線断層帯には不明なことが多く、本当にその想定が正しいのか、ということです。先の文書には、「中央構造線断層帯では、これまで数多くの調査研究が行われている。しかし、本断層帯は非常に規模が大きく、その活動様

式も複雑であると考えられる。本断層帯は活動度の高い断層帯であり、その過去の活動履歴や断層の地下深部の形状等について、さらに調査を行って本断層帯の特性を明らかにし、活動区間や各区間の活動度など、本断層帯で発生する地震の姿を明らかにする必要がある。」と記されています。さらに、この文書には、中央構造線断層帯を東から西に向けて行われた調査結果が記載されていますが、西端については伊方原子力発電所から30 km離れた伊予市双海町の沖についての調査にとどまっています。原子力発電所近辺の断層帯については調査がなされていないようです。

もう一つ、私が心配していることがあります。人為的な要因です。鉄筋の数を減らしたビルの強度の偽装、杭打ちの偽装、食品の偽装、つい最近では、神戸製鋼による性能データの改ざんなど、枚挙に暇がありません。設計上は完全なものであっても、その工事、あるいはオペレーションには人為的な側面があります。特に今回の神戸製鋼のデータの改ざんは、原子炉や原子力発電所をてがけている会社の問題ですので、過去数十年にさかのぼっての調査が必要であると考えます。

原子力発電所の事故は、私たちの生活の場だけではなく、私たちの子孫の生きる場所も奪ってしまいます。過去の思い出も損なわれてしまいます。過去、現在、未来の夢全てを破壊してしまいます。電気が足りなくなって、多少不便な思いをする覚悟はできています。原発を止めて、私たちに安心を下さい。

お知らせ

講演会および大分地域交流会

11月17日（日）13:30～16:00

会場：大分市コンパルホール 400号室

「原発技術者が見た原発事故」—大規模集中型送電網から小規模分散型送電網へ—

講師：三上満寿男さん

（元原発技術者、現在はブルーベリー農家）

千葉の長期停電（東電）問題についても掘り下げます。

入場無料 大分市以外の方も参加できます。

ビラ配布行動

10月31日（木）13:00～13:30

JR大分駅北口、中央町商店街入り口

無理をしない程度に実施します。協力できる方はお願いします。

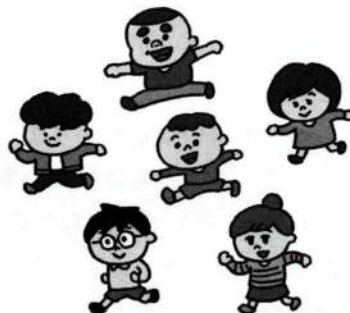
ビラ配布行動のみ参加でもよいです。

*終了後は大分地裁（第14回口頭弁論）に移動します。

編集後記

☆「うすめて流せば問題ない」これで我が国は公害大国になったのです。同じことを福島の汚染水を海にたれ流そうとして、画策しています。

☆同様のことが「汚染土」で起こっています。福島で大量に発生した放射能汚染土を、ほかの土とまぜることで放射線レベルを下げて、全国の道路、堤防など土建のあらゆるところに使っていこうと政府は画策しています。原田元環境大臣に言わせて、国民の反応を見ているのですね。騙されないゾ。（森山）



「仮処分」と本案訴訟（本訴）の関係

この裁判は3年以上続く長い裁判になっています。裁判のスタートは仮処分の申立てでした。新しい原告も大勢加入していただいたので、今日は「仮処分」について改めて説明したいと思います。

まず、民事保全と本案訴訟という言葉から整理します。仮処分は民事保全という裁判手続の1つです。対する本案訴訟も裁判手続の1つです。両者が違うのは、本案訴訟が「権利を認める。」との裁判官の最終判断（判決）をもらう手続であるのに対し、民事保全（仮処分）は「本案訴訟で白黒つくまでの間、仮に権利を認める。」との裁判官の判断（決定）をもらう手続であるという違いがあります。

私たちは、今回の原発差止め事件で、「私たちの命を守るため、原発の運転を止めろ！」と訴える本案訴訟を起こしています。しかし、本案訴訟は原告と四電が証拠を大量に提出して、弁論を何度も繰り返して、何年も粘り強く戦う必要があります。特に原発という国家的な取組みに対抗することは長期戦を覚悟し

なければなりません。心配になるのは、「本案訴訟を戦っている間に地震が起きたら？ 火山が噴火したら？」ということですね。10年後に本案訴訟を勝ち抜いても、明日地震で伊方原発が吹き飛ばせば、何の意味もありません。

そこで、「本案訴訟で白黒つくまでの間、仮に原発を止めてほしい。」という仮処分を求めているのです。

このように、仮処分は、本案訴訟の結果を待ってられないような事情がある場合に、「とりあえず勝ったことにしておいてくれ。」と裁判所に求める手続なのです。

とはいえ、今回の仮処分は弁護団の力が及ばない結果ではありましたが、丸2年かかりました。結果を見直してもらうよう、大分地方裁判所の上級庁である福岡高等裁判所に求めています。これを即時抗告といいます。しかし、即時抗告がなかなか始まりません。我々が「明日の心配をしている」ことを福岡高等裁判所にはもっと理解してもらえよう活動していきます。

8・31 フォーラム in 松山 に参加して

～原告・支援者・弁護団の交流会報告～

中山田さつき（原告団共同代表）

松山地裁の差し止め訴訟は2011年12月に提訴され、原告総数は1,419名、大分県からも約100名原告が参加しており、もうすぐ丸8年を迎えます。途中、仮処分の裁判の3年間は本訴の裁判は止まっていました。仮処分の松山地裁、高松高裁の決定は差し止めの申し立てを却下、今年7月4日に本訴の口頭弁論（第19回）が再開しました。本格的な本訴再開に向けて情報の共有と意見交換の場が開かれました。

フォーラムには愛媛県内だけではなく、四国各地（四国の95自治体の全部に原告がいる）、広島裁判原告も参加し、会場は100人近くの参加者でいっぱいになりました。事務局から訴訟の経過説明が行われた後、弁護団の薦田弁護士が今後の裁判について丁寧に説明されました。来たる9月3日の進行協議では、今年4月に裁判官は全員交代したところなので、3年間の任期中に判決を出してもらう進行を求める。また、今まで口頭弁論のたびに原告の陳述を行ってきた（毎回ほぼ2人）が、これからも裁判所には60分を確保してもらい、50分は原告割り当て時間とすることを要請したい、とのこと。

今後の裁判の重点的な論点は、①地震②火山③原発の非公益性④最大の自然災害の考慮の必要性の4点であることをわかり

やすく説明されました。



薦田弁護士は「最高裁の意向が裁判官に働いているのでは？」という質問に、「原発について、裁判官が理解すれば勝てると信じている」ときっぱり！原告団共同代表の須藤

さんは「人のいのちが無視されることは認められない。私たちは義の上でたたかっている。こんなに多くの方がフォーラムに集まった。勝利を信じてたたかていきましょう！」と威勢よくフォーラムを終結。

伊方現地では、使用済み核燃料の乾式貯蔵によって、核のゴミも置きっぱなしになるのではという問題も現実化してきている。「10月26日には伊方現地に集まろう！」伊方集会の呼びかけもなされました。

「伊方原発をとめる会（松山）」のホームページで見ることができます。ぜひ！！

<http://www.ikata-tomeru.jp>

テロ対策施設の設置期限
超過見通しの原発

対象原発	設置期限	現時点での 超過見通し
九州電力 川内1、2号機	1号機 2020年3月17日 2号機 2020年5月21日	約1年
関西電力 高浜1、2号機	21年6月9日	約2.5年
関西電力 高浜3、4号機	3号機 2020年8月3日 4号機 2020年10月8日	約1年
関西電力 大飯3、4号機	22年8月24日	約1年
関西電力 美浜3号機	21年10月25日	約1.5年
四国電力 伊方3号機	21年3月22日	約1年

※各電力による

伊方1年遅れも

関西、四国、九州3電力は、施設が完成するまで、運転を求めたまま、運転はできないため、停止期間が最長で約2年半と、後の記者会見で「電力の」なる。5原発10基以外でも、見通しが甘かったと批判した。

3電力は、再稼働済みを含め、原発10基で約1.5年、期限より遅れる見通しを示しており、停止しは玄海について「遅れる見

原発

テロ対策未完なら停止

規制委 延長認めず

原発に航空機を衝突させるなどのテロ行為が発生した場合、過剰操作で原子炉の冷却を続ける設備などを備えるテロ対策施設(特定重大事故等対策施設)について、原子力規制委員会が24日の定例会合で、電力会社に対し「原発本体の工事計画の認可から1年」の完成期限の延長を認めないことを決めた。施設が期限内に未完成なら運転は停止される。(3面に関連記事)

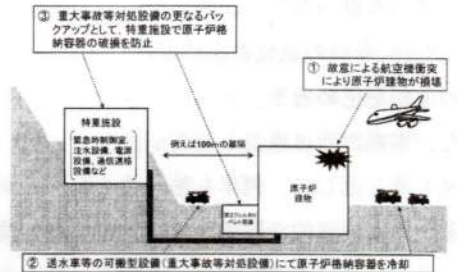
1. 特定重大事故等対策施設とは

補足資料-2 ①

- 特定重大事故等対策施設(以下「特重施設」という。)は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム(以下「テロ等」という。)により、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに、放射性物質の放出を抑制するための施設です。
- 発電所では、重大事故等に対応するため、重大事故等対策設備として送水車等の可搬型設備等を配備していますが、特重施設は、安全対策のバックアップとして、原子炉格納容器破損防止対策に対する信頼性をさらに向上させるためのものです。
- この施設には、原子炉圧力容器や原子炉格納容器の減圧・注水機能を有する設備およびこれら进行操作する緊急時制御室等を設置し、頑健な建物に収納します。

2. 特定重大事故等対策施設の概要(イメージ)

②



通したが、期限を伸ばせば済むかとは示さない、原発は「現時点で判断できない」としている。

5原発10基のうち、九電川内1号機(鹿児島県)は最も早く来年3月に期限を迎え、九電関係者は「工事を急いででも期限内に間に合わせることは現実的に難しい」としている。大分県から最短45分先にある四国電力伊方3号機(愛媛県)も、期限の2021年3月31日から1年程度、完成が遅れる可能性があるという。同社は規制委の決定について「非常に厳しい判断と受け止めている」とコメントした。

24日の定例会合で、委員5人は、期限を越えた場合は新基準に適合しない状態に陥るとして、原発の停止を求める方針で一致。更田氏は会見で「特重施設の代替手段は極めて考えにくい。今日の方針の適用を免れるケースがあるとは思っていない」とした。

特重施設は13年施行の原発の新規制基準で設置が義務付けられた。

2019/7/24 大分県 (第3種郵便物認可)



福島第1原発事故で風評被害を受けたとして、東京電力に損害賠償を求める手続きを申し立てた県椎茸農協=24日、大分市勢家

原発事故で「風評被害」

県椎茸農協、東電に賠償求める

県椎茸農協(大分市)のシイタケ生産者が、2011年の福島第1原発事故で風評被害を受けたとして、東京電力に賠償を求める裁判外紛争解決手続(ADR)を原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てたことが24日、分かった。組合と生産者1016人が申し立て、計26億2千万円の被害があったと主張している。同農協が明らかにした。

申し立ては17日付。代理人の石塚大作弁護士(東京)によると、シイタケの風評被害を巡る大規模な申し立ては西日本で初めてとみられる。被害額は事故翌年の12年から14年までの3年分とし、事故前の5年間(06〜10年)の単価と比較して算出した。

同農協によると、県産乾シイタケの1.5当たりの平均単価は、事故前の5年間で約100円だった。事故後は約50円に落ち込んだ。大分市勢家の生産者もいた。大分の生産者に非はなく、東電には相応の対応をしてもらう必要がある」と話した。

(小林大輔)

福島は今・・・現実と数字が違いすぎる

2019年（令和元年）5月22日（水曜日）福島民報 8版（2）

論

説

避難者数

最多で十六万人を超えていた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故に伴う県民の避難者数は復興の進展で減少してきた。県の十日の発表では四月二十六日現在、県内一万一千三百三十一人、県外三万二千九百八十八人、不明十三人の合計四万三千二百四十二人となった。だが、県内避難者数を市町村が公表する数で計算すると四万六千人を超え、県の集計より約三万五千人も多い。この差は何だろう。県や国のまとめは避難者の実相を示しているのだろうか。

最多で十六万人を超えていた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故に伴う県民の避難者数は復興の進展で減少してきた。県の十日の発表では四月二十六日現在、県内一万一千三百三十一人、県外三万二千九百八十八人、不明十三人の合計四万三千二百四十二人となった。だが、県内避難者数を市町村が公表する数で計算すると四万六千人を超え、県の集計より約三万五千人も多い。この差は何だろう。県や国のまとめは避難者の実相を示しているのだろうか。

実相を示しているか

後、前の住居に戻る意思を有する人」と定義する。各市町村は住民票を維持したまま他地域で暮らす人や、住民票は移しても関係を維持したい人など幅広くとらえている。こんな数字もある。国は原発避難者特例法によって指定十三市町村の住民は避難先自

民票があるのは四万七千五百人。実際に住むのは一万一千九百七人で居住率は25・3%だ（三月末か四月一日）。極端に言えば、旧居住地以外で住居取得が進んで県や国の統計では避難者がいる状況が解消されても、被災地の居住率は100%にほど遠いという矛盾も生じかねない。快適な住環境が安定した生活の前提であり、避難者減が復興の大きな前進であることは間違いない。だが数字が実態と離れていけば、誤った印象を外部に与えないか。県は「統計はどうあれ、必要な人には支援する」（災害対策課）と言う。「自分は避難者」という意識の人に施策を積み重ねてほしい。（佐久間 順）

執筆陣をホームページ (<http://www.minpo.jp/>) で紹介

☆放射線量が20ミリシーベルトという法令で定めた20倍まで暫定的に許された高線量地域なのだが、「避難指示」の解除がすすむ。東京オリンピックを前にして「復興五輪」という看板だけが大きく目立つ

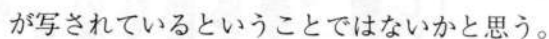
中津市 村上和代

福島の現実について深く考えさせられた

たとえば、この映画から福島の方の大変さがわかったので、福島の人たちが作った野菜をぜひ買いたうと、どの人にも言えるだろうか――と。小さいお子さんをもつ方に話すことは躊躇する、しかし、大気汚染や見かけのきれいな野菜を売上げを上げるために作ろうと努力する現在の世の中、福島以外の野菜が安全かどうかはわからないのではないか、とも思う。また、危ないのだから福島の土地を離れなければと言われても、自分が暮らしてきたこの土地からそう簡単に割り切って離れていくことが、全て

の人にはでき
るだろうか…と。私
自身がその立場
になったと考
えてみても、今
までの人間関係
や土地への愛情
を断ち切ってほ
かの土地に住
むことが、あっ
さりとはでき
るだろうか―と。
また、事実を訴
えていることが
「やらせ」に感
じたというの
は、監督の伝
えたいこと

福島の実情を知り、そこに住む人たちの悲しみや苦しみを忘れず、自分たちのできることをしていきたいという感想や原発事故の本当の被害を「風評被害」という言葉にすり替えているマスコミに怒りを感じる、というこの映画の伝えたいことを、ちゃんと受けとめてくれているなど感じる感想を多くもらったなか、このような意見に、私たち企画側は戸惑いも感じた。しかし、このような意見があったことで、私自身もこの映画の発信していることについてもう一度考える機会をもらった。



井上監督はこの映画を通じて福島の実現を忘れないでほしい、自分たちのできることは何かを考えてほしいと、働きかけているのではないだろうか。各地でこの映画が広まっていけ

